明治安田アセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書) 使用開始日 2024年11月25日

明治安田ゴールド/オール・カントリー株式戦略ファンド

追加型投信/内外/資産複合





本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問合わせください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:22,257億円 (資本金・運用純資産総額は2024年8月30日現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号

0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス https://www.myam.co.jp/

<u>委託会社のホームページは</u> こちらからご覧頂けます。





明治安田ゴールド/オール・カントリー株式戦略ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月8日に関東財務局長に提出しており、2024年11月24日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分			
単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	債券 (その他債券*)	年1回	グローバル (日本含む)	なし

- *その他債券への投資を通じて実質的な投資対象とする属性区分は「資産複合(資産配分変更型(株式・金)) | です。
- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (URL:https://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

1.ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

明治安田ゴールド/オール・カントリー株式戦略ファンド(以下、「当ファンド」ということがあります。)は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

●特色①

当ファンドは、SGイシュアーが発行する担保付社債(円建て)(以下、「担保付社債」 といいます。)を主要投資対象とし、ゴールド/オール・カントリー株式戦略(以下、 「当戦略」といいます。)のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。

<担保付計債について>

- ・ソシエテ・ジェネラルの100%子会社であるSGイシュアーが発行する担保付社債です。
- ・ソシエテ・ジェネラルの保証が付されます。
- ・ゴールド/オール・カントリー株式戦略を円評価したパフォーマンスに連動します。
- ・当戦略はソシエテ・ジェネラルが提供します。
- ◆担保付社債への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ※詳しくは、後述「■追加的記載事項」をご参照ください。

●特色②

担保付社債を通じて、実質的に世界株式*1と金*2に投資を行い、世界株式市場の上昇を捉えつつ、市場局面に応じて金への投資配分を増やすことでポートフォリオのリスク分散を図ることを目指します。

- ※1 MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス*の価格を参照。
- ※2 原則として金ETFの価格を参照。市場環境によっては、金先物ロール・インデックス等を参照する場合があります。

*MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が算出している指数です。 同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

<ゴールド/オール・カントリー株式戦略の概要について>

当戦略は、実質的に株式と金を投資対象とします。

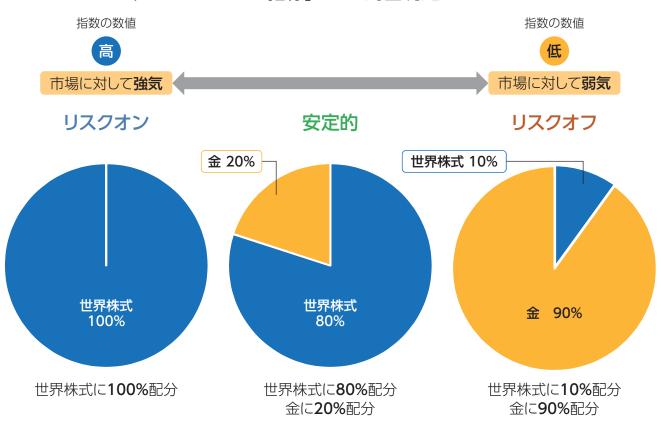
※当戦略は、米ドル建ての資産を円評価して算出されます。

市場センチメント(市場心理)を測る指標から市場を「リスクオン」、「安定的」、「リスクオフ」の3つの局面に分けて判定します。

リスクオンの局面では世界株式に概ね追随しながらも、リスクオフの局面において 安全資産としての特性を持つ金への投資配分を高めることで、世界株式のみに投 資する場合に比べ下落の抑制を目指す戦略です。

それぞれの局面において、世界株式と金の組み入れを合計100%になるように変更します。

「SGセンチメント指標」による局面判定のイメージ



◆市場センチメントの測定はソシエテ・ジェネラルが提供するSGセンチメント指標を活用します。現在と近い将来のリスク指標である予想変動率を含めた6つのリスク指標から市場局面を週次で判定します。

<リスク指標>

米国株ボラティリティ

米国株式の予想変動率を基に算出されます。

G4 為替ボラティリティ

ユーロ/ドル、ポンド/ドル、ドル/ 円の予想変動率を基に算出されます。

G4 金利ボラティリティ

米国、ユーロ、日本、英国の1年物金利および5年物金利の予想変動率を基に算出されます。

金価額/銀価額

コモディティ市場のセンチメント (市場がリスク回避的な傾向に あるとき、金のパフォーマンス は銀のパフォーマンスを上回る 傾向があります。)

欧州周辺国の金利

(イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドの金利の平均)ー(ドイツの金利) 欧州危機にみられるような、 欧州周辺国発のセンチメントを 捉えることを目指します。

欧州クレジット

欧州の投資適格銘柄で構成された信用リスクを測る指標 欧州危機にみられるような、 欧州周辺国発のセンチメントを 捉えることを目指します。

<ソシエテ・ジェネラルについて>

ソシエテ・ジェネラルはフランスに本拠点を置く、欧州圏で最大級の金融グループです。世界65ヵ国、約2,500万の法人、機関投資家、個人のお客さまに付加価値の高い金融サービスを提供しています。

●特色③

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

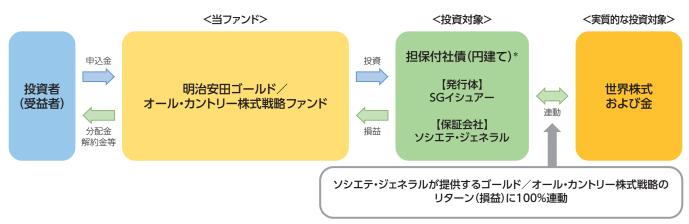
■追加的記載事項

担保付社債の概要

発 行 会 社	SGイシュアー		
保証 会社			
通 貨	 円		
償 還 日	無期限		
利 払 い	無し		
債券価格	債券価格はソシエテ・ジェネラルが提供するゴールド/オール・カントリー株式戦略のリターンに100%連動します。 ※ゴールド/オール・カントリー株式戦略は、米ドル建ての資産を円評価して算出されます。		
主要な関係法人	<アレンジャー> ソシエテ・ジェネラル 〈セキュリティ・トラスティー> BNYメロン・コーポレート・トラスティー・サービシーズ・リミテッド 〈担保カストディアン〉 バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV(ルクセンブルク支店)		
その他	・発行体やソシエテ・ジェネラル等が債務不履行などの場合には、時価で繰上 償還されることとなります。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。) および 外国為替予約取引は、投資対象資産であるゴールド/オール・カントリー株 式戦略を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リス ク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しま せん。		

- * 当該担保付社債がパフォーマンスを参照するゴールド/オール・カントリー株式戦略は、 債券管理費用等(年率0.15%)、ゴールド/オール・カントリー株式戦略の複製費用(年 率最大0.3%)、ポジション構築にかかる費用および取引費用等が控除されたものです。 ポジション構築にかかる費用および取引費用等は市場環境に応じて変動するため、事 前に料率上限額等を表示することはできません。
- ※当該担保付社債は今後設定される予定のため、費用等の内容は変更される場合があります。
- ※上記は有価証券届出書提出日現在の情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

■ ファンドの仕組み



*担保は担保カストディアン(バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV(ルクセンブルク支店))で分別管理 ※ 掲益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 主な投資制限

■担保付社債への投資割合	担保付社債への投資割合には制限を設けません。
■ デリバティブ取引等の使用	デリバティブの直接利用は行いません。 投資対象とする担保付社債において、デリバティブ取引 および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保 有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格 変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回 避する目的以外には利用しません。

■ 分配方針

年1回(8月20日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市 況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託 財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に 投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信 託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します**。

したがって、<u>投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下</u>落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

価格変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 金地金の指標価格は一般に、金の需給関係や為替、金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により大きく変動します。金の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。		
為 替 変 動 リ ス ク	実質組入外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する実質組入外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。ゴールド/オール・カントリー株式戦略は米ドル建ての資産を円評価して算出されるため、為替変動の影響を受けます。このため当該通貨に対して円高となった場合、基準価額の下落要因となります。		
カントリーリスク	ファンドの実質的な投資対象国・地域において、政治・経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり運用方針に沿った運用が困難になったりすることがあります。		

信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。ファンドが主要投資対象とする担保付社債の発行体の信用力が経営不振等により大幅に低下あるいは倒産した場合や債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
早期 償 還リ ス ク	ファンドが主要投資対象とする担保付社債の発行体が債務不履行と なった場合等は繰上償還を行います。
ファンドが実質的に 活用する戦略に 関するリスク	市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。 あらかじめ定められたルールおよび/または指標が意図されたとおりに機能するとの保証はなく、世界株式や金に100%投資していた時よりも低いパフォーマンスとなることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ●金ETFについて、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も金ETFの価格は下がり、 当ファンドにおいても基準価額が下落する要因となります。
- ●金先物は、投資対象となる原資産(金)の値動きや先物市場の需給などの影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。
- ●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- ●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

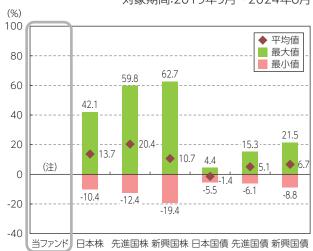
■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

(注) 当ファンドは、2024年12月20日設定予定ですので、該当データがありません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2019年9月~2024年8月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。 (注)当ファンドは、2024年12月20日設定予定ですので、該当データがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

- (注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
 - ※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
 - ※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

(注) 当ファンドは、2024年12月20日から運用を開始することを予定しています。

2024年8月30日現在

基準価額・純資産の推移

分配の推移

該当事項はありません。

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。 ※ファンドにはベンチマークはありません。

[※]最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

[※]ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続•手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入 価額	①当初申込期間:1口当たり1円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から <u>0.3%</u> の信託財産留保額を控除 した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。 ・申込受付日の翌営業日が下記1.~8.のいずれかに該当する日 1.ニューヨーク証券取引所の休業日 2.ニューヨークの銀行の休業日 3.ロンドン証券取引所の休業日 4.ロンドンの銀行の休業日 5.香港証券取引所の休業日 6.香港の銀行の休業日 7.東京証券取引所の休業日 8.東京の銀行の休業日 ・換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があると委託会社が判断して定める日
購入の申込期間	①当初申込期間:2024年11月25日から2024年12月19日まで ②継続申込期間:2024年12月20日から2025年11月19日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって 更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする担保付社債の換金ができなくなった場合その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。

信託期間	無期限(2024年12月20日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする担保付社債の発行体が債務不履行となった場合等には、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。また、受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	8月20日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は2025年8月20日とします。
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託 財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度 (NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に<u>0.3%</u>の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、<u>年1.023%(税抜0.93%)</u>の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

運用管理費用(信託報酬)の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率(年率)
委託会社	0.33%(税抜0.3%)
販売会社	0.66%(税抜0.6%)
受託会社	0.033%(税抜0.03%)
合計	1.023%(税抜0.93%)

運用管理費用(信託報酬)

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の日々の基準価額× 信託報酬率

- ※当ファンドの信託報酬率等の他に、主要投資対象とする担保付社債にかかる 債券管理費用等がかかります。
- ※上記は有価証券届出書提出日現在のものであり、将来的に変動することがあります。
- ※上記は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示する ことができません。

その他の費用・手数料

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

- ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、 上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によっ て見直され、変更される場合があります。
- ※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

- ※上記は2024年8月30日現在のものです。
- ※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ) | をご利用の場合
 - 一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、 所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年 金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ※法人の場合については上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細に つきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報)ファンドの総経費率

交付目論見書作成時点において運用報告書が存在しないため該当事項はありません。

